## SOFTFRONT



平成29年2月13日

各位

会社名 株式会社ソフトフロントホールディングス 代表者名 代表取締役社長 阪口 克彦 (JASDAQ・コード 2321)

問合せ先 執行役員財務担当 五十嵐 達哉

電話 03-3568-7007

## 平成29年3月期第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日(平成29年2月13日)付で、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 対象となる四半期報告書 平成29年3月期第3四半期報告書
- 延長前の提出期限 平成29年2月14日
- 延長が承認された場合の提出期限 平成29年3月14日
- 4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、平成29年2月14日提出期限の四半期報告書の提出に向けて決算作業を行い、監査法人による監査を受けております。当該監査の中で、平成28年11月11日に株式を取得し、新たに当社の連結子会社となった株式会社グッドスタイルカンパニー(前有限会社グッドスタイルカンパニー)の決算に関して、監査法人より、同社の平成28年12月31日現在の貸借対照表の内、純資産額や四半期連結財務諸表ののれんの金額にも影響する重要な科目である収益取引に係る売掛金及び前受金の科目において、重要な虚偽の表示が生じる可能性のある誤謬が識別されているため、平成29年2月10日に追加的な監査が必要であるとの指摘を受けております。指摘を受けている重要な誤謬は収益取引に係る顧客との契約形態や契約の状況毎の収益の認識時期と計上額によるものでありますが、現在、精査中であるため、金額の確定には至っておりません。

当社は、監査の結果を受け、適正な会計基準に従って、経理担当部門が同貸借対照表を精査しておりますが、同社のお客様との契約数が膨大であり、契約形態や契約の状況が多岐にわたることから、当該精査に時間を要し、また、監査法人の追加的な監査を完了するまでに相応の時間を要することから、提出期限までに四半期レビュー報告書を受領できない見込みであり、当社は当該四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を関東財務局に提出することといたしました。

なお、同貸借対照表の確定の遅延は、不正な会計操作等によるものでは一切なく、監査法人の追加的な監査が必要であるとの指摘による主に会計基準に従った収益取引の精査によるものであり、適宜監査法人の確認を受けながら、精査を進めております。

5. 今後の予定

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、直ちにお知らせいたします。

株主・投資家の皆様、お取引先及び関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを 心より深くお詫び申し上げますとともに、ご理解のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

以上